

## Client Alert

17 January 2022

### 「中国輸出管理法白書」の公表と外国制裁措置の遵守に対する姿勢

#### 本アラートに関する お問い合わせ先



潘怡安  
パートナー  
+86 21 5368 4080  
[Frank.Pan@bakermckenziefexun.com](mailto:Frank.Pan@bakermckenziefexun.com)



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.tabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.tabashi@bakermckenzie.com)



松本 泉  
カウンセラー  
+81 3 6271 9720  
[izumi.matsumoto@bakermckenzie.com](mailto:izumi.matsumoto@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9900  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)

2021年12月29日、中国商務部（以下「商務部」）は、初めての「中国輸出管理法白書」（以下「白書」）を公表した<sup>1</sup>。併せて、輸出管理に係る「よくある質問（FAQs）」や具体的事例、トレーニング用動画などの「中国輸出管理情報」ウェブサイトも立ち上げた。

白書は、差別的・一方的な輸出管理の濫用と「多国間主義の名の下における少数国による輸出管理サークルの構築」に対する批判を強調している。また、白書は多国間の輸出管理レジームを支持する立場を改めて表明し、米国と同様の一方的な輸出管理の拡大の方針はとらない可能性も示唆する。

しかしながら、多国間の輸出管理レジームの下では通常輸出管理の対象とならない技術（例：AI、チップの設計、バイオ技術等）をも対象とする伝統的な中国の輸出入管理レジームについては、白書には明記されていない。このレジームは新たな中国輸出管理法の外に並立し、特にテクノロジー企業などのグローバル企業にとって、中国輸出管理法と比較して、より広範な予期しない結果をもたらしている。

また、一方的な輸出管理措置への批判にも関わらず、新しい商務部のウェブサイトにおいては、特に米国とEUの輸出管理及び制裁レジームの遵守に大きな重点を置いたオンライン資料が提供されているのが興味深い点である。そこでは、中国語によるトレーニング用動画が公開されている。

輸出管理のベストプラクティスを示す一つのケーススタディでは、企業（グローバルに活動する中国企業を指すと見られる）は、自らの輸出コンプライアンス方針を策定する際、米国及びEUを含む全ての管轄における輸出管理及び制裁リスクの検討を、品目や取引先のスクリーニングを含む全てのプロセスに含めるべきとされている。もちろん、こうした全ての管轄の中で、中国に最上位の優先順位が与えられるべきとされている。

これらの事実は、反外国制裁法<sup>2</sup>における「ブロッキング条項」にも関わらず、中国政府は、個別の企業による外国の輸出管理措置・制裁措置の遵守に対し、より実地的なアプローチをとる可能性があることを示している。この観点からは、中国以外の輸出管理措置や制裁措置の遵守は、禁止されるどころか、一定の範囲では奨励さえされていると言える。中国による対抗措置は、中国に対する、差別的で正当化され得ない域外適用となる外国の措置、

<sup>1</sup> 中国輸出管理法に関する弊所の過去のクライアントアラートは、以下を参照。

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20210715\\_ClientAlert\\_ITC\\_J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20210715_ClientAlert_ITC_J.pdf)  
[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211115\\_ClientAlert ICT\\_Chinese-ECL-Guideline\\_J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211115_ClientAlert ICT_Chinese-ECL-Guideline_J.pdf)

<sup>2</sup> 中国反外国制裁法に関する弊所の過去のクライアントアラートは、以下を参照。

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211129\\_ClientAlert ICT\\_J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211129_ClientAlert ICT_J.pdf)



例えば特定の中国企業に対する制裁措置、を対象としている可能性が高い。対照的に、外国に対する米国及び EU の制裁措置が中国企業に損害を与えない場合には、当該制裁措置の遵守は中国にとって許容可能と考えられる。

\*\*\*\*\*

中国輸出管理法に関する質問や、さらに詳しい情報が必要な場合は、本アラートのお問合せ先の専門家まで、お気軽にお問い合わせください。